26 日獣発第 239 号
平成 26 年 12 月 3 日

地方獣医師会会長　各 位

公益社団法人　日 本 獣 医 師 会
会　長　　藏　内　勇　夫
（公印及び契印の押印は省略）

千葉県における野鳥の糞便から高病原性鳥インフルエンザが強く疑われるウイルスが分離された事例に伴う防疫対策の再徹底等について

このことについて、平成 26 年 11 月 20 日付け 26 消安第 4185 号をもって、農林水産省消費･安全局動物衛生課長から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、千葉県が実施した野鳥糞便検査において、千葉県長柄町で採取された野鳥糞便から H5N8 亜型の鳥インフルエンザウイルスが検出されたこと、また先月の島根県における野鳥の糞便からの本病ウイルス（H5N8 亜型）の分離、東京都や宮城県における死亡野鳥からの A 型インフルエンザの陽性事例等、本病ウイルスの国内侵入状況を踏まえ、これまで以上に緊張感をもって、家きん飼養農家自らが農場内へのウイルスの侵入を防ぐべく最大限の警戒をする必要性があるとして、家きん飼養農家に対する、本病に関する注意喚起、飼養衛生管理基準の遵守、異状の早期発見・通報等について指導の再徹底、さらに農場に出入りする関係者をも含め、畜舎に出入りする際の手指及び靴の消毒、衣服の交換、農場に出入りする車両の消毒等の確実な実施について、改めて指導を徹底するよう、都道府県畜産主務部長宛てに通知した旨、了知の上、本会会員に周知するよう依頼されたものです。

なお、関連して平成 26 年 11 月 25 日付け環自野発第 1411253 号をもって、環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室長から、添付のとおり島根県及び千葉県での本病ウイルス検出を踏まえ、11 月 21 日より全国対応レベルを「対応レベル 3」に引き上げたことを受け、各都道府県では、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュ

アル」に基づき、死亡野鳥等の監視を強化していることについて通知された旨申し添えます。

本件内容の問合せ先
公益社団法人
日本獣医師会：事業担当　駒田
TEL　03－3475－1601

26消安第4185号
平成26年11月20日

公益社団法人　日本獣医師会会長　殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

千葉県における野鳥の糞便から高病原性鳥インフルエンザが強く疑われるウイルスが分離された事例に伴う防疫対策の再徹底について

日頃より、我が国の家畜衛生の推進に御協力頂き、厚く御礼申し上げます。
このことについて、別添の都道府県畜産主務部長宛て通知したので、御了知の上、貴職におかれましては、会員各位に周知いただきますよう御協力お願いします。

公益社団法人日本獣医師会
受付
26.11.25
第479号

写

26消安第4185号
平成26年11月20日

都道府県畜産主務部長　殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

千葉県における野鳥の糞便から高病原性鳥インフルエンザが強く疑われるウイルスが分離された事例に伴う防疫対策の再徹底について

本日、千葉県が実施した野鳥糞便検査において、千葉県長柄町で採取された野鳥糞便から H5N8 亜型の鳥インフルエンザウイルスが検出され、今後、病原性の検査が行われます。

高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の防疫対策については、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成 23 年 10 月 1 日農林水産大臣公表）のほか、「平成 26 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成 26 年9月4日付け 26 消安第 2841 号農林水産省消費・安全局長通知）をはじめ、累次の通知等により、家きん飼養農場における飼養衛生管理状況の確認、野生動物の侵入防止対策及び監視体制の強化等の指導をお願いしているところです。

今冬の渡り鳥の飛来シーズンに入り、国内においては先月の島根県において野鳥の糞便から本病ウイルス（H5N8亜型）が分離されるとともに、東京都や宮城県において死亡野鳥からA型インフルエンザの陽性事例も確認されております。また、今回の千葉県の事例については、本病であることが強く疑われています。さらに、欧州においても、今月に入り、ドイツ、オランダ及び英国の家きん飼養農場で本病（H5N8亜型）の発生が続けて確認されており、平成22年に全国的に本病が流行した時に比べ、現在の状況は日本全国のどこの家きん飼養農場において本病が発生してもおかしくない状況です。

このように、既に国内に本病ウイルスが侵入しており、これまで以上に緊張感を持って、家きん飼養農家自らが農場内へのウイルスの侵入を防ぐべく最大限の警戒をする必要があります。

つきましては、家きん飼養者に対して、本病に関する注意喚起、飼養衛生管理基準の遵守、異状の早期発見・通報等についての指導を再度徹底していただき、農場に出入りする関係者も含め、畜舎に出入りする際の手指及び靴の消毒、衣服の交換、農場に出入りする車両の消毒等を確実に実施し、改めて指導の徹底をしていただきますようお願いします。

環自野発第1411253号
平成26年11月25日

（公社）日本獣医師会　会長　殿

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護業務室長

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について

このことについて、別添のとおり都道府県鳥獣行政担当部局長あてに事務連絡したところですが、１１月１３日島根県安来市及び１１月２１日千葉県長生郡長柄町での野鳥糞便からの高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）検出に伴い、１１月２１日から全国の対応レベルを「対応レベル３」に引き上げているところです。これを受け、各都道府県では「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル（以下マニュアル）」に基づき、死亡野鳥等の監視を強化しておりますので、貴団体におかれましては、引き続き特段のご配慮を賜りますようお願いします。

なお、対応に当たっては、マニュアルを参考として下さい。

（参考）
マニュアルは以下のアドレスからも御覧になれます。
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

また、環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/

公益社団法人日本獣医師会
受付
26.11.28
第496号

別 添

事　務　連　絡
平成26年11月21日

各都道府県鳥獣行政担当部局長　殿

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護業務室長

野鳥における高病原性鳥インフルエンザの監視の徹底について

今般、千葉県のカモ類糞便において、高病原性の鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）であることが判明した旨報告がありました。

11月13日の島根県安来市での発生も踏まえ、国内複数箇所での発生となることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（以下マニュアル）に基づき、現在実施している野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを「対応レベル3」に引き上げます。監視体制の強化や異常が認められた場合の対応等について、万全を期されるよう先般お願いしたところですが、目下の情勢を踏まえ、その徹底につきよろしくお願いいたします。

また、貴都道府県において、鳥インフルエンザに係る情勢の変化が見られた場合には、夜間・休日を問わず、速やかに当方までお知らせくださるようお願いします。

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室
担　当：堀内鳥獣保護管理企画官、
根上専門官、山崎係長
直　通：03－5521－8285